

京労発基 1224 第 1 号  
令和 6 年 12 月 24 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



### 令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび「化学物質管理強調月間」を創設し、主唱しております。

別添の「令和 6 年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを「化学物質管理強調月間」として、

**「 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう 」 (金賞)**

等をスローガンに掲げ、工業的業種・大規模事業場に限らず第三次産業や中小零細事業場まで化学物質を製造し取扱うすべての事業場を対象とし、適正な化学物質管理を広く浸透させることを目的としつつ、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体等との連携により、全国一斉に積極的な活動を行うこととなりました。

京都労働局におきましては、別紙のとおり、同月間中の令和 7 年 2 月 4 日午後、化学物質による健康障害防止を主眼とした「化学物質対策セミナー」を W E B 開催し、広く周知啓発することとしています。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、傘下の団体及び会員事業場等に対する周知等格段のご協力を賜りますとともに、下記の実施事項にご留意いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 各事業者の実施事項

- (1) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (2) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (3) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- (4) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (5) 日常の化学物質管理の総点検
- (6) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (7) スローガン等の掲示
- (8) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (9) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

### 2 厚生労働省、中央労働災害防止協会等による実施事項

- (1) 化学物質管理に係る啓発
- (2) 化学物質に関する説明会等の開催
- (3) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通
- (4) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- (5) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- (6) 雑誌等を通じた広報
- (7) 事業者の実施事項についての指導援助
- (8) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- (9) (1)～(8)の事項を実施するため、労働団体、事業者団体等の協力者に対し、支援、協力の依頼

京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。